

令和2年度 第1回浜松市医療的ケア児等支援協議会

議 題

1. 全数把握調査の進捗状況報告 資料1

2. 医療的ケア児等コーディネーターの役割について 資料2

浜松市医療的ケア児等支援協議会 委員名簿

外部委員

(敬称略)

肩書	所属	氏名
委員	浜松医科大学	福田 冬季子
委員	聖隷クリストファー大学	宮谷 恵
企画委員	浜松市発達医療総合福祉センター はままつ友愛のさと	遠藤 雄策
企画委員	総合病院 聖隷浜松病院 総合周産期母子医療センター新生児科	大木 茂
企画委員	浜松市訪問看護ステーション連絡協議会	尾田 優美子
委員	岡崎内科医院	岡崎 貴宏
委員	県立西部特別支援学校	藤田 延江
委員	総合病院 聖隷三方原病院 聖隷おおぞら療育センター	春日 三千代
委員	浜松地区肢体不自由児親の会	里 あゆ子
委員	在宅医療ケアのある子を持つ親の会	清水 恵美
委員	浜松市中障がい者相談支援センター	梶村 美由紀
委員	相談支援事業所アグネス	鈴木 崇之
企画委員	浜松市障がい者基幹相談支援センター	雨宮 寛

庁内

	課名	氏名
委員	学校教育部 指導課	石川 博則
委員	健康福祉部 健康増進課	小山 東男
委員	こども家庭部 幼児教育・保育課	山本 卓司
委員	こども家庭部 子育て支援課	鈴木 和彦
委員	健康福祉部 健康医療課	島 和之

事務局

課名	氏名
健康福祉部 障害保健福祉課	久保田 尚宏
	柴田 多美子
	山内 愛美

医療的ケア児等全数把握進捗状況について

<調査実施について>

調査終了予定：令和2年5月末まで

<各機関への依頼進捗状況>

機関名		進捗状況と今後の対応
診療所	浜松市医師会	1/24 依頼文書発送 4月末までに同意書回収の予定
	政令市医師会	R2.3月末時点回収数：70人
病院	聖隷浜松病院	3月末までに病院から対象者へ依頼文書を発送済 対象者：約270名 回収期限：令和2年4月末
	聖隷三方原病院	
	浜松医療センター	
	遠州病院	
	労災病院	
	浜松赤十字病院	対応について病院内で調整中
	浜松医科大学医学部附属病院	5月末までに同意書回収の予定
	天竜病院	1/24 依頼文書発送 5月末までに同意書回収の予定
	北斗わかば病院	1/24 依頼文書発送 4月末までに同意書回収の予定
	県立こども病院	5月末までに同意書回収の予定
看護	訪問看護ステーション	障害保健福祉課より令和元年8月から依頼 R2.3末時点：141人把握 (うち人工呼吸器使用65人)
教育	公立小中学校	1/28 依頼文書発送 回収数：16人
	特別支援学校	2/4 依頼文書発送 回収数：80人（肢体不自由児28人含む）
幼保	市内公立保育園	1/24 園長会にて説明
	市内私立保育園	園長会にて説明予定
	市内公立幼稚園	2/20 園長会にて説明
	市内私立幼稚園	園長会にて説明予定
福祉	相談支援事業所	2/5 依頼文書送付 R2.4.1時点回収数：11人
	当事者団体	在宅医療ケアのある子を持つ親の会代表へ報告

＜今後の対応について＞

- ・データの取りまとめ、分析
- ・新規ケース把握に向けて、健康増進課、区社会福祉課障害担当、相談支援事業所、拠点病院相談室等と調整
- ・透析に関しては、手帳申請時に把握が可能かを更生相談所と調整

＜課題＞

- ・調査対象外となっている 65 歳以上で医療的ケアが必要な方への対応について
(在宅酸素、人工透析対象者が多く、その取扱いについて医療機関より問い合わせが多くあった。)

＜調査協力機関からの意見＞

- ・人工透析の災害時対応について：平成 30 年度にあった大規模停電の際、連絡がつかない対象者がいた。医療機関としても対応するが、大規模災害時は行政が対象者へ情報を発信することが必要ではないか。行政が情報発信することで、対象者が自宅の近くで透析が受けられるようになるのではないか。

医療的ケア児等支援に向けた体制整備について

1 目的

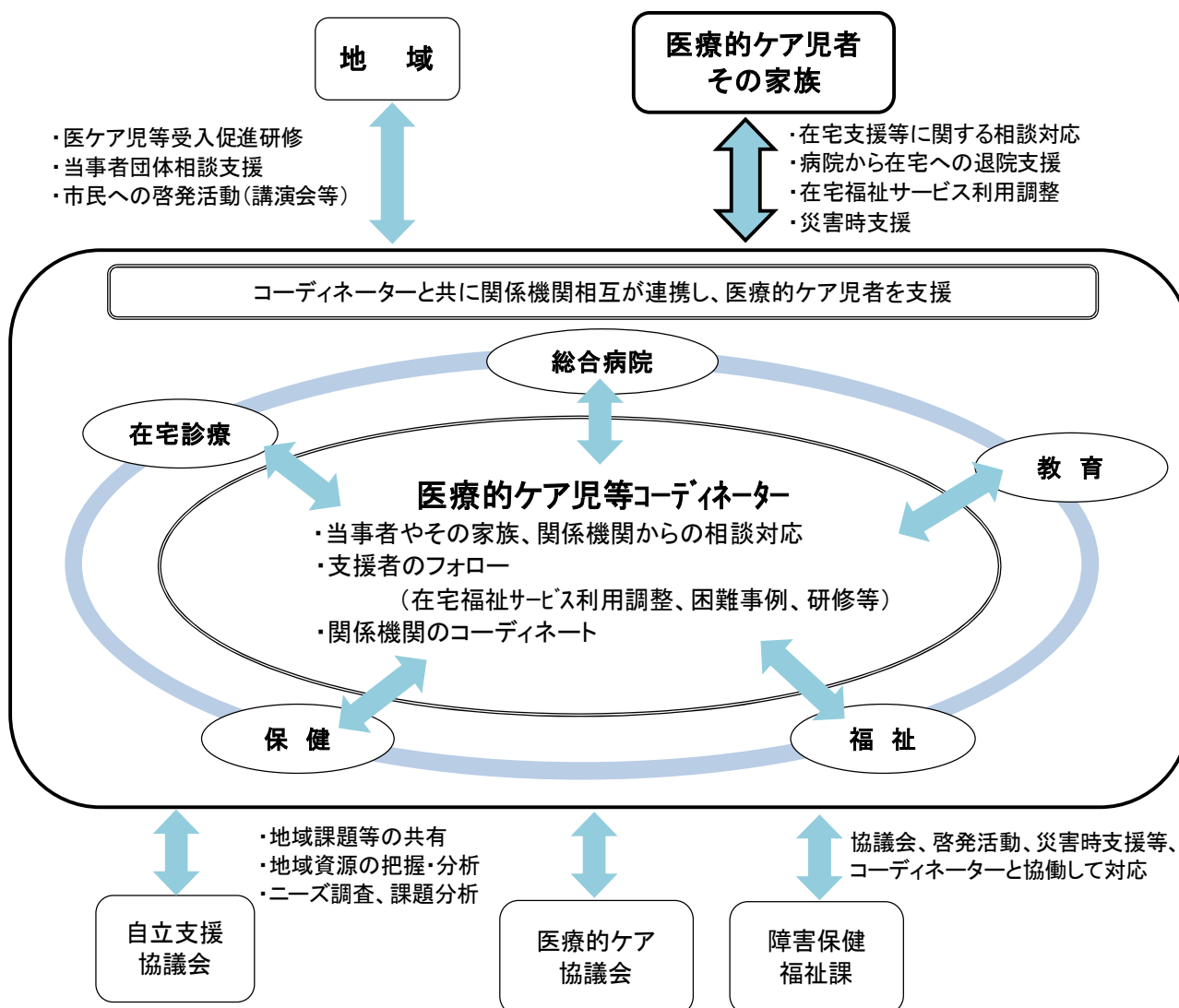
重心児者及び医療的ケア児者を専門としたコーディネーターを配置し、福祉・保健・医療・教育などの総合的な調整を実施することにより、地域での支援体制を整備する

2 事業内容

重心児者・医療的ケア児者支援の拠点となる施設にコーディネーターを配置し、地域の体制整備を行う。

コーディネーターは、看護師、県の医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講した相談支援専門員等の専門職

3 体制整備のイメージ図



体制整備スケジュール(予定)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅支援に関する地域のネットワーク構築	コーディネーターの周知	在宅支援に関するネットワークの構築	
相談員等専門職への支援	相談員等専門職のフォローアップ		
災害時支援	災害時の体制づくり		
啓発 医ケア児者の受入促進	サービス事業所への受入促進の基礎研修	幼保・公立小中への受入促進の基礎研修	
調査・分析	事例を通して上がってきた課題の集約		
	医ケア協議会、自立支援協議会との連携		

浜松市医療的ケア児等支援協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 人工呼吸器を装着している障害児等、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等(重症心身障害児(者)を含む)(以下「医療的ケア児等」という。)とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けることにより地域において安心して生活できる体制を整備するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が地域の課題や対応策について、意見交換を行い、又は情報共有を図ることを目的に、浜松市医療的ケア児等支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 医療的ケア児等とその家族の支援に係る課題や情報の共有に関する事項
- (2) 医療的ケア児等とその家族の支援に係る連携の強化に関する事項
- (3) 医療的ケア児等とその家族の支援に係る対応策の協議に関する事項
- (4) 医療的ケア児等とその家族の支援に係る地域の体制整備のほか、協議会の運営に関し市長が必要があると認める事項

(委員の構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 保健・医療機関関係者
- (3) 障害福祉関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 保育機関関係者
- (6) 当事者団体関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者

(会長)

第4条 協議会には会長及び副会長を置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことが

できる。

(当事者との意見交換)

第6条 協議会は、当事者やその家族の意見を聴く場を年に1回以上設け、支援における課題を把握する。

(事務局)

第7条 事務局は、健康福祉部障害保健福祉課に置く。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任任期とする。ただし、再任は妨げない。

(会議の公開)

第9条 会議、会議録及び資料は、公開とする。ただし、協議会が公開とすることが適当でないと認めるときは、公開しないことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。